

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会議に先立ちましてお願いを申し上げます。

本日、午後2時46分、東日本大震災が起きて丸10年となります。

犠牲になられました方々を悼み、1分間の黙祷を捧げたいと思います。

会議中であるかもしれませんが、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎予算特別委員会審査報告

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第22号、日程第2、議案第23号、日程第3、議案第24号、日程第4、議案第25号、日程第5、議案第26号、日程第6、議案第27号、日程第7、議案第28号、日程第8、議案第29号、日程第9、議案第30号、日程第10、議案第31号までを議題といたします。

議案第22号から議案第31号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、小沼信孝君。

5番、小沼信孝君。

〔予算特別委員会委員長 小沼信孝君 登壇〕

○予算特別委員会委員長（小沼信孝君） 予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

本件は、令和3年3月8日、9日、10日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

1、議案第22号 令和3年度只見町一般会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1) 高齢化、人口減少が進み、さらにコロナ禍など大きな社会情勢の変化の中で、町税、特に大規模固定資産税及び地方交付税も年々収入減少が懸念される状況となってきた。今後は地方交付税、国県支出金や優良起債等含め財

源の確保が重要な課題であり、適正な財政運営を進め、事務事業を検証、精査し、効果的な予算執行に努められたい。(2) 各事務事業を進める中で、正規職員さらに会計年度任用職員等の人材確保が大きな課題となっており、短期的な雇用体系は人材確保の阻害要因となっていると考えられる。また、町づくりにも繋がるよう広く人材を求め、安定的な雇用の確保を図るとともに、職員の研修等の充実により更なる資質向上に努められたい。(3) J R 只見線の再開通、国道 289 号八十里越の開通が目前に迫る中、今後の観光誘客事業等は只見町において重要な施策であり、受け皿となる町内の観光施設等はその中核的な役割を持つものである。この状況において公の施設の指定管理のあり方、検証を含め、只見町の観光行政と観光関連施設を運営する指定管理事業者との更なる連携に努められたい。

2、議案第 23 号 令和 3 年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

3、議案第 24 号 令和 3 年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

4、議案第 25 号 令和 3 年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

5、議案第 26 号 令和 3 年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

6、議案第 27 号 令和 3 年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

7、議案第 28 号 令和 3 年度只見町地域包括支援センター特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

8、議案第 29 号 令和 3 年度只見町簡易水道特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

9、議案第 30 号 令和 3 年度只見町集落排水事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

10、議案第 31 号 令和 3 年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、委員長から報告がありましたが、これに対して、何か質疑

はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質問なしと認めます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 2 2 号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 次に、議案ごとに、順次、討論・採択を行います。

委員長は自席にお戻りください。

議案第 2 2 号 令和 3 年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第 2 2 号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 2 3 号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 日程第 2、議案第 2 3 号 令和 3 年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

この特別会計予算については、この3月会議の中で私は特に、国民健康保険税の軽減を求めてまいりました。一般質問の中でも、そしてまた同時に質疑の中でも、この問題は質疑いたしました。内容は皆さんも既にご存じだと思いますが、国民健康保険税の確定は6月会議でありますけれども、広域化となって2年目になっております。そういう意味では、この3月会議で議決された中身が、6月会議で大きく変化することはないというふうに私は考えております。問題は、政策的課題として、新型コロナウイルスで大変な状況に置かれている町民の負担を軽減することも併せて必要だというふうに私はこの間も提起してまいりました。そういう意味では、介護保険事業計画の中の第8期介護保険計画。これが確定される事前の質疑の中では、介護保険料については、今後3年間据え置くということが、基金も活用して行うという、そういう努力が行われたことも私は評価したいと思いますが、この国民健康保険税については、その6月の補正で個人の国民健康保険税、軽減されるという答弁は得られておりません。よって、この案には賛成することができません。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

それでは、これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第23号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第24号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第24号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

これは質疑の中でも私述べてまいりましたが、この会計の中で特に歯医者さん、歯科診療に関わる人件費の扱いであります。これは昨年この問題で反対をいたしました。やはり、政策的に少子高齢化、そして町民が安心して生活できる只見町をつくる。そのうえでは働く人達が安心して、この只見町で過ごせる環境をつくる。その大元が町でも、政策を担っているのは町であります。その町において、その職員の雇用のあり方。私はここでは疑念を感じますので、この予算の反対といたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第24号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第25号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第25号 令和3年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

これは元々、町に責任があるというよりは、この制度そのものが国によって、各都道府県の広域化によってもたらされている内容であります。大元は国の制度であります。私はこの制度そのものに反対であります。これは広域化になって約12年ほど経ちますが、この国会での審議の中で、ある大臣が、枯れ木に水をやるものだと、そういう発言をされて更迭されたことを記憶にあります。これはやはり国の政策が、その一言で大きく表れているというふうに私は思います。菅内閣も、自助・共助・公助と、自助が優先で言ってます。枯れ木に水をやるという発言と、自助という言葉は、私はイコールと捉えざるを得ません。朝日診療所の収入運営の中でも、やはり協会健保や共済組合。そして、また国民健康保険、後期高齢者医療制度。これの収入の中でも後期高齢者に加入している方の収入が一番多くなっております。そういう意味では、高齢になればなるほど、病気も複数になり、大変な状況になっていく。これは人間の摂理であります。そういう意味では、益々、この制度によって負担額は大きくなってきている。逆にいけば、お金がなければ医者に掛かるなという、こういうのが国の大きな方針であります。それはやはり、医療の節約に努める。言葉を変えればそういうことですが、お金がなければ医者に掛かれない。町民からすれば、そういう形になるかと思えます。私は町が、これは予算上、計上しなければならない課題でありますけど、国の制度として、こういう高齢者に負担を強いる。健康、命にかかわる問題で強いていく。こういう制度のあり方そのものに反対でありますので、反対討論といたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和3年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号 令和3年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第26号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第26号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第26号は可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第27号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第27号 令和3年度只見町介護老人保健

施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第27号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第28号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第28号 令和3年度只見町地域包括支援センター特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第28号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第29号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、議案第29号 令和3年度只見町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第29号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第30号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、議案第30号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第30号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第31号の討論、採択

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第10、議案第31号 令和3年度只見町朝日財産区特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第31号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

町長より、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて、同意第2号 教育長の任命につき同意を求めることについて、同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてが提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として、日程第11以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号、同意第2号、同意第3号、同意第4号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） それでは私から、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてご提案申し上げます。

副町長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、只見町大字只見字原625番地の1。氏名、新國元久。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒、副町長の選任につきましてご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ・先例集の規定に基づき、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場 閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、5番、小沼信孝君、6番、矢沢明伸君の両名を指名いたします。

立会人は前に出てください。

投票用紙を配ってからにいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常はありませんか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

立会人から投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 立会人、投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

小沼信孝君、矢沢明伸君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票ゼロ。有効投票のうち賛成 11 票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第 2、同意第 2 号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 同意第 2 号 教育長の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

教育長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、只見町大字福井字下ノ原 1 6 3 0 番地。氏名、渡部公三。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） お諮りいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ・先例集の規定に基づき、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は 11 人でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、7番、中野大徳君、8番、山岸国夫君を指名いたします。

ここで投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検いたします。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

中野大徳君、山岸国夫君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票なし。有効投票のうち賛成 11 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号 教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第 3、同意第 3 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） それでは、同意第 3 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字黒谷字町 5 1 0 番地。氏名、吉津文裕。生年月日は記載のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ・先例集の規定に基づき、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は 11 人でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に、9 番、三瓶良一君、10 番、齋藤邦夫君を指名いたします。

ここで投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検いたします。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から、投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

三瓶良一君、齋藤邦夫君の両名は開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成11票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。



◎人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第4、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 同意第4号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてご説明いたします。

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字只見字寺3番地の2。氏名、鈴木美穂。生年月日は記載のとおりでございます。

ご同意を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ・先例集の規定に基づき、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員は11人でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、佐藤孝義君、11番、鈴木好行君を指名いたします。

ここで投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで立会人による投票箱点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、2番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

佐藤孝義君、鈴木好行君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成11票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開く〕



◎経済文教常任委員長の審査報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第11、請願2-9 国の制度として20人程度学級を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の送付を求める請願書を議題といたします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

11番、経済文教常任委員長、鈴木好行君。

○経済文教常任委員長（鈴木好行君） 経済文教常任委員会審査報告。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

1、審査事件。請願2-9 国の制度として20人程度学級を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の送付を求める請願書。福島県教職員組合南会津支部、支部長、渡部秀和。

2、審査経過。本事件は、令和2年12月会議において付託を受け、令和2年12月22日、令和3年1月27日、2月18日の委員会で審査した。

3、審査結果。不採択。

4、理由。本件は、新型コロナウイルス感染防止や、子ども一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、国の制度として20人程度学級を展望した少人数学級の実現を要望する意見書を関係機関に提出を求める請願であった。委員会では紹介議員や町当局のそれぞれの意見を伺い、慎重に審査を実施した。審査結果として、請願内容は理解できるものの、福島県では30人程度学級を先行して実施しているが、教員不足の状態にあり、20人程度学級の導入はさらなる教員不足となることが予想されること、すでに少人数の学級になっている当町には関連が薄いこと、また少人数の学級が多い南会津地区においては、加配講師を配置できなくなることなどが予想されるため、結果として不採択すべきものとした。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） これ、質疑っていうか、通常の議案と同じような討論の仕方よろしいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 今は質疑の時間です。

○ 8 番（山岸国夫君）　じゃあ、いいです。

○ 議長（大塚純一郎君）　質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○ 議長（大塚純一郎君）　これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、不採択するにご異議ありませんか。

8 番、山岸国夫君。

○ 8 番（山岸国夫君）　私は、これの紹介議員になっておりますので、私はこれに、紹介議員ということは賛成の立場でありました。たしかに、ここで委員会の採択している、さらなる教員不足や、少人数学級（聴き取り不能）当町には関連がないというような文言もあって、納得できる部分もあるんですが、しかし、今、全国的には、県議会、市町村議会含めて、約 3 分の 1 以上が少人数学級を求める意見書を国に求めております。この教員不足の形では、教員の過重労働を防ぐ。そして、子どもたちは全ての子が行き届いた教育を受けると。両側面からの内容を含んでいるものと私は思っております。来年度からやっと、5 年間かけて 35 人学級にするという国の方針、それも 5 年間かけての実施ということで、これも 40 人学級から、小学校 35 人学級にするというのも 40 年かかっての話です。しかし、中学生は全国的にはまだこの課題となっております。そういう点では教員の働き方、そして、子どもの教育を受ける権利、両方から見て、やはり私は国の責任で教員の配置を決めていくと。教員の育成を図ると。これは国の責任であります。そういうところでは私はやはり、全国的な世論形成が大事であるというふうに思っております。やはり、全国の世論の中で国も実施せざるを得なくなるわけですから、そういう意味では私はこの 20 人程度学級ということで、40 人学級から 20 人学級と大幅なこの少人数学級のあり方の要望書でありますけれども、全国のやはり世論として、国に対して少人数学級を迫る、そういう位置づけから私はこの請願に紹介議員となりました。これは不採択ですので、私は採択してほしかったというのが私の意見であります。

以上です。

○ 議長（大塚純一郎君）　それでは、ほかにご意見ございませんか。

それでは、これで討論を終わります。

それでは、自席にお戻りください。

この請願 2－9 を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この委員長報告に対する、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数。

よって、請願２－９は、委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎経済文教常任委員長の審査報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第１２、陳情２－１０ 要望書 地域の安全安心に関する要望を議題といたします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

１１番、経済文教常任委員長、鈴木好行君。

○経済文教常任委員長（鈴木好行君） 経済文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

１、審査事件。陳情２－１０ 要望書 地域の安全安心に関する要望。只見町建設業協会、会長、美馬典昭。

２、審査経過。本事件は、令和２年１２月会議において付託を受け、令和２年１２月２２日、令和３年１月２７日、２月１８日の委員会で審査した。

３、審査結果。採択。

４、理由。本件は、当町における建設業の将来へ向けた深刻な担い手不足の解消と、八十里越道路開通を見据えた除雪体制を含む、早急な道路改良の推進を関係機関に求める要望であった。委員会では当局の意見を参考にし、慎重に審査を実施した。審査結果として、要望内容は八十里越の除雪体制、歩行者の安全確保のための道路改良、観光交通路線の確立等、今後、町として推し進めていかなければならない課題と合致しており、建設業の経営維持は必要不可欠であることから、本件は採択すべきものとした。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、採択するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情２－１０は、委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

○議長（大塚純一郎君） 日程第１３、陳情３－１ 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。

陳情３－１については、会議規則第９２条第２項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情３－１については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情３－１を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

しがたって、陳情 3-1 については採択することに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君）　　ここでお諮りをいたします。

齋藤邦夫議員より、発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第 5 とし、審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　　ご異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号を日程に追加し、追加日程第 5 として議題とすることに決定しました。追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

○議長（大塚純一郎君）　　追加日程第 5、発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

10 番、齋藤邦夫君。

○10 番（齋藤邦夫君）　　発議第 1 号。

提出者、只見町議会議員、齋藤邦夫。賛成者、只見町議会議員、山岸国夫。同じく鈴木好行。同じく小沼信孝。同じく佐藤孝義。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

別紙を朗読いたします。

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○10番（齋藤邦夫君） 朗読省略という声がございますので、申し上げますが、以上は、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでありますが、議長の名前で、内閣総務大臣、厚生労働大臣、福島労働局長に提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） それでは、今、説明省略ということでございまして、最後まで説明がありませんでしたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

それでは、ここで採決いたします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎休会中における所管事務等の調査の申し出

○議長（大塚純一郎君） 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務等の調査につき会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出があります。

町担当課におかれましては、調査にあたりまして準備等をよろしくお願いいたします。

また、各委員会では調査等をよろしくお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について、お諮りをいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎教育長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、教育長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

渡部教育長。

○教育長（渡部早苗君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

平成30年4月1日に、只見町教育長の任務を賜り、今月末、1期3年間の任期満了と共に退任させていただくにあたり、一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今から3年半ほど前、はじめにお話をいただいたとき、私にとって重すぎる任であり、身の丈以上の職に就けば、ご迷惑をおかけすると考え、お断り申し上げました。何度か、お話をいただき、自分なりの目標を定め、至誠天に通ずと信じて、何事も誠意をもって全力であたっっていこうと覚悟を決めて、身が引き締まる思いで就任式を迎えたことを覚えています。

それから、役場のこともわからず、右往左往しながらも、二つの目標を定めました。

一つは、私も現場にいた平成26年度から、3小学校が取り組んでいた地域学習を中心としたESD只見学を、只見中学校・只見高校にESDとして広げ、小学校で培った、ふるさ

とを愛し誇りに思う気持ちを、自分の未来を切り開いていく力に繋げる生き方教育に発展させ、豊かに持続するふるさとと世界を担う人材育成をすること。

二つ目は、県の県立高等学校改革にあたって、地域の人材育成の拠点である只見高校をより良い形で存続させること。ということでした。

どちらにおいても、いつも皆様の温かいご支援をいただきました。そして、子どもたちも、教職員も、のびのびと活躍し、大きな成果を得ることができました。

今年度、只見中卒業生は27人中25人が只見高校に進学し、ほかの高校へ行く二人も含めて、中学校での学びを高校へ繋げると意欲を示しています。

今、県では、今後10年間を見据えた第七次総合教育計画を策定中ですが、その策定委員をさせていただいて、只見町の教育を繁栄させていただいています。

今後10年後、デジタル化が進み、AIが進化するなど、益々、急激な変化が予想される世界に生きる子供たちに、世界の誰も取り残さないを究極の目標とするSDGsを意識した、豊かな心の育成こそが必要だと考えています。

今年、令和3年の仕事始めの式で、町長の職員への言葉の中に心に響く一説がありました。皆さんは毎日忙しく、それぞれの仕事を行っていると思いますが、その日々の仕事を進める中でも、わずかな年金のみで暮らされている高齢者もいらっしゃるということを心にとめておいてほしいと話されました。これからの町政に対する姿勢が、その一言に表されていると感じ、心強く思いました。

そして、議員の皆様も、町の課題の解決とともに、困っておられる方々の現状と、その対応策を提案され、当局とともに解決していこうとして取り組んでくださっています。まさにSDGsの、誰も取り残さない社会へ、議員の皆様も、町当局も、同じ目標を持ち、全ての町民の安心な生活、豊かな只見町の存続のために力を注いでおられることに改めて敬意を表し、そして、この3年間、温かくご支援いただいたことに感謝申し上げ御礼のご挨拶とさせていただきます。

これからもコロナ禍での学校教育、生涯学習、そして文化財の保護・活用など、課題は山積で申し訳なく思いますが、本当にやり甲斐のある、充実した3年間を務めさせていただきました。

本当にありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） 渡部教育長、ありがとうございました。



◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、渡部町長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

渡部町長。

○町長（渡部勇夫君）　それでは、令和3年只見町議会3月会議が閉じられるにあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

去る3月2日から、本日3月11日まで、10日間という長きに亘りまして提案させていただきました議案・予算等につきまして、慎重なるご審議を賜りまして誠にありがとうございました。まずもって御礼申し上げます。

そのうえで、それぞれの条例の制定や条例の一部改正並びに各会計の補正予算及び当初予算を提案のとおりご可決いただきまして、誠にありがとうございました。重ねて御礼申し上げます。

また、一般質問等につきましても、議員各位から一般質問をいただきまして、本当に今後のまちづくりに向かって気を付けなければならない大切な事柄や、視点、様々なことを改めて教えていただきました。その一般質問を大切に、しっかりと受け止めて、今後の町政に反映させるべく努力してまいりたいというふうに思います。

併せまして、一般会計の当初予算につきまして、3点のご意見を賜りました。これにつきましても、原案のとおり可決はしていただきましたけれども、この3点については特に留意して取り組むべきだということのご意見、3点のご意見が付いたうえでの可決であるということはしっかりと受け止めておりますので、これに向かってもさらなる努力を重ねてまいりたいというふうに思います。

人事案件につきましても、今ほど渡部早苗教育長から、ご退任のご挨拶がございました。私としても引き続き、任を担っていただきたいと思って、遺留申し上げましたが、なにぶん、力及ばず、また、様々なご事情から、本日のご退任の挨拶というふうになったということ、これまたご理解を賜りたいというふうに思います。そのうえで、本日、追加日程に加えていただきまして、副町長、教育長、監査委員、人権擁護委員等の各4件の人事案件を提案させ

ていただきまして、ご同意賜りました。今度は新体制になりますけど、そういった中で先ほどらい申し上げておりますが、一般会計、当初予算の3点のご意見、一般会計でいただいた事柄、さらには各議案等でご意見・ご提言をいただいた事柄をしっかりと受け止めて、住みよ
い、より良い只見町となるように粉骨砕身努力してまいりる覚悟でありますので、改めてよろ
しくお願い申し上げます。

本当、時節柄、まだまだ新型コロナウイルス感染症が、今度、変異型ということで、非常
に収束が見えない中で、非常に不安が増しております。しかしながら、国・県・関係機関等々
と連携を図りながら努力をしてまいりますし、また、ワクチン接種につきましても、日程等
が段々出てまいりますので、そういった形で遺漏等のないように、町民の皆様安心してワ
クチン接種をしていただける体制づくり等に、これまた努めてまいりますので、よろしくお
願い申し上げます。

まだまだ至らないところがいっぱいございますけど、言い尽くせませんが、私はそういつ
たことで皆様方の今後のワクチン接種はじめ、様々なことで一生懸命努力してまいりるとい
うことを最後に申し述べまして、議員各位の、まだまだ、雪はだいぶ減りましたが、朝晩、
非常に寒うございますので、くれぐれもご自愛賜りまして、今後の町政に向けまして、ご意
見・ご指導賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、御礼と合わせまして、私の3月会
議を閉じるにあたりましての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の3月会議は、通算10日間の長い日程ではありましたが、令和3年度の重要な町政
執行に係る条例、予算等の審議でありました。

令和3年度予算は、自主財源が減少する中での経費削減を念頭に置いた予算であり、厳し
い内容ではありましたが、予算特別委員会を設置し、全ての当初予算について、議員各位の
慎重審議をいただき、予定通り終了することができました。誠にありがとうございました。

3月会議におきましても、一般質問を含め、貴重な提言、厳しい意見等が多く出されてお
ります。町執行部におかれましては、それらを十分留意されまして、町政の健全な運営にあ

たっいただきますようお願いをいたします。

議員各位におかれましては、これから春の雪解けも進み、何かとお忙しくなりますので、体には十分留意され、町民の福祉と町政の発展のために、なお一層のご奮闘をいただきますよう祈念申し上げまして挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前 11 時 24 分）

